事　務　連　絡
平成29年12月20日

各都道府県
死体解剖資格関係事務御担当者 様

厚生労働省医政局医事課試験免許室

「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の様式差替について

標記につきましては、平成２９年１１月１６日付け医政発１１１６第４号「死体解剖資格認定要領の一部改正について」により通知させていただいておりますが、当該通知の別添「解剖調書」の項目の一部に別紙の通り誤りがあったことから、改めて送付させていただきます。誠に申し訳ございませんが差し替えをお願いいたします。

申請者から従前の様式での申請があった際は、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、①又は②の対応をとっていただきますようお願いいたします。

①受付済の解剖調書の「備考欄」に「解剖年月日時」を追記していただく
②修正後の解剖調書に「死体番号」と「解剖年月日時」の２項目のみを記載いただき、受付済の解剖調書と併せて提出していただく

※認定要領、各種申請書様式につきましては、「電子政府の総合窓口 e-Gov 死体解剖資格の認定手続き」にも掲載しております。
URL:http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=4950000002860&fromGTAMSTLIST=true&SYORIMODE=

神奈川県
医
第 2017.12.21 号
収受印

（別紙）

訂正前

別添

解　剖　調　書　（系統・病理・法医）

死体番号	性別	年齢	指導者の職名及び氏名	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

（注意）

1　系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。

2　「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。

3　本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。

4　必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。

5　頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。

6　医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。

7　医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

訂正後

別添

解　剖　調　書　（系統・病理・法医）

死体番号	性別	年齢	指導者の職名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

（注意）

1　系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。

2　「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。

3　本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。

4　必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。

5　頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。

6　医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。

7　医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

別添

解　剖　調　書　（系統・病理・法医）

死体番号	性別	年齢	指導者の職名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

（注意）
1　系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
2　「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
3　本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
4　必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
5　頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
6　医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
7　医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。